

スカッデン・アープス・スレート・マー・アンド・フロムLLP (以下、「スカッデン・アープス」又は「スカッデン」といいます) 東京オフィスは、当事務所の初の海外オフィスとして1987年に設立されました。東京オフィスは、日本の弁護士資格を有する弁護士と共同で運営する外国法共同事業の形を取っております。

スカッデン・アープスは、多種多様かつ複雑なクロスボーダー取引において豊富な実績を有しており、日本や米国のみならず世界各国のクライアントに対して法律サービスを提供しております。主な案件として、M&A、合併事業、キャピタル・マーケット、ストラクチャード・ファイナンス、不動産取引、デット・ファイナンス及びエクイティ・ファイナンスなどがあげられ、この他にも、投資ファンドの設立や企業再生取引なども取り扱っております。

スカッデン・アープスは、『The Legal 500 2018』及び『Asian Legal Business』(2015年から2017年の毎年)の日本国内M&A分野においてトップレベルの功績を誇る法律事務所選ばれており、トムソン・ロイターの2018年度リーグ・テーブルでは、M&A市場(日本電気通信事業分野)で第2位にランクされています。また、SOMPOホールディングス(株)によるEndurance Specialty Holdings Ltd.の買収及び国際協力銀行による政府保証外債の発行における功績が認められ、『Asia Business Law Journal』の2017年度のM&A Deal of the Year及びDebt Deal of the Yearに選ばれています。日本経済新聞社による英フィナンシャル・タイムズ・グループの買収において日本経済新聞社を代理した案件では、2016年『Asian Legal Business』Japan Law AwardsにおいてJapan Deal of the Year、M&A Deal of the Year及びTMT Deal of the Yearを受賞しました。

M&A及び合併事業

スカッデンは、M&A分野における世界有数の法律事務所としての地位を背景に、日本企業を代理して、日本、米国その他世界各

国における上場会社・非上場会社を対象とした様々な合併、買収、合併事業に関する取引において日本企業を代理し、ストラクチャリングや交渉を行っています。

キャピタル・マーケット及びストラクチャード・ファイナンス

東京オフィスでは、ルール144A及びレギュレーションSに基づく証券発行、グローバル・オフリング、転換証券及び交換証券の発行、米国預託証券取引、社債の発行、複合証券の発行、中期社債プログラム、ニューヨーク証券取引所やナスダックへの上場など、様々な金融取引において、投資銀行や国内外の発行体を代理しております。また、商業ローン、自動車ローンならびに米国及び日本国内の不動産ローンといった長期債権の証券化案件など、円・ドル建て資産の証券化案件において、国内の銀行、国内外の投資銀行、その他オリジネーターや発行体を代理しております。

投資ファンド

スカッデンは、国内企業、不動産及び不良債権を投資対象とする投資ファンド及びプライベート・エクイティ・ファンドを数多く立ち上げております。また、国内でファンドの募集を検討している海外のファンド・マネジャーに対して、ファンドの組成、許認可、規制関連事項などについて助言を行っています。世界各国にオフィスを展開している強みと、複雑な証券関連法、現地の規制及び国際税務に関する専門知識を併せもつことで、投資ファンド取引に係るご依頼にも効果的かつ効率的に対応することができます。

企業再生

近時、日本においては、会社分割、不採算事業等の売却といった手法により再生を目指す企業が増えており、当事務所でもこうした企業再生案件を手がけております。また、チャプター 11 に基づく倒産手続において債務者である企業や、債務整理や倒産といった場面において債権者である金融機関に対する助言を行っています。